

他の団体の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、中井町の公の施設を本市の区域において利用することについて、次のとおり協議するものとする。

1 公の施設の名称

上水道施設

2 設置の区域

秦野市西大竹字猪焼、字大境及び字久保の各一部

3 施設利用の目的

行政区域境界にまたがる土地で施行している、秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業において、本市の区域に上水道を効率的に供給するため。

4 本市の区域における使用関係

上水道施設の使用料、給水に関する手続その他必要な事項については、中井町水道事業給水条例その他の規程に定めるところによる。

5 経費の負担

使用者の負担とする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業地のうち本市の区域において、中井町の上水道施設から水道の供給を受けるため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

他の団体の公の施設の利用に関する協議について

1 主旨

秦野中井インターチェンジ周辺の本市西大竹地区と中井町諏訪地区にまたがる一団の土地において、組合土地区画整理事業により新たな産業用地を創出することを目的として、令和5年4月に秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合が設立され、現在、優良企業の誘致を目指し、産業用地の造成工事や道路等、公共施設の整備工事を行っています。

行政区域境界にまたがる土地で施行している本事業において、本市の区域に上水道を効率的に供給するため、中井町の上水道施設を本市の区域で利用することについて、地方自治法第244条の3第2項の規定により、中井町と協議するものです。

なお、同条第3項の規定により、中井町と協議をすることについて、議会の議決を求めるものです。

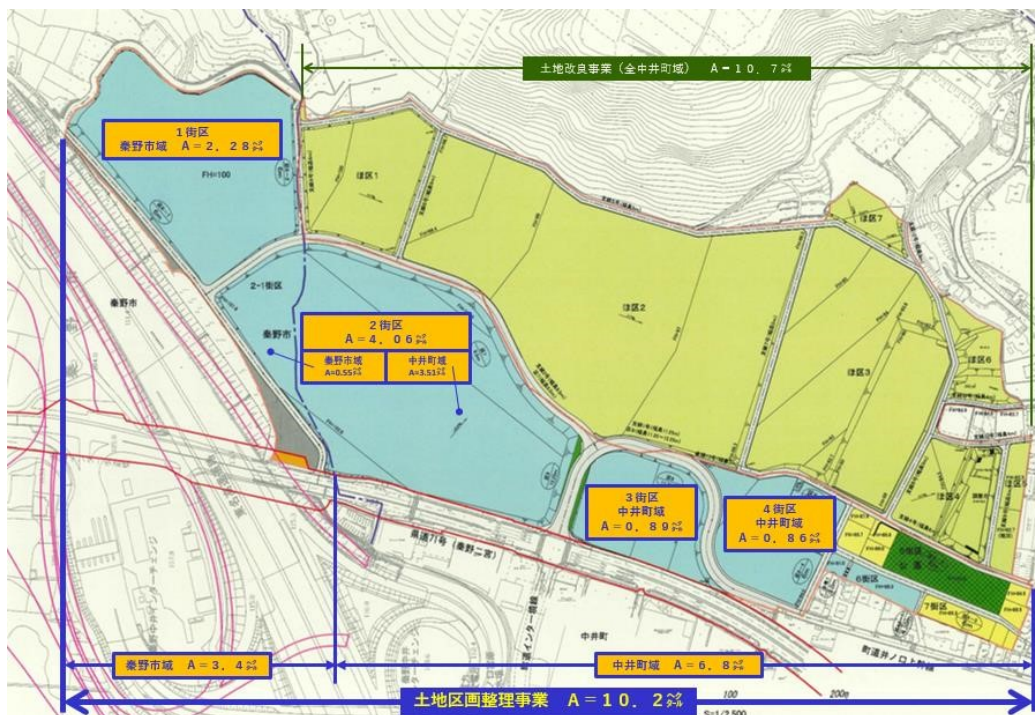


図. 土地利用計画図

2 事業概要

(1) 事業内容

ア 組合の名称

秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合

イ 組合設立認可の公告日 令和5年4月14日

ウ 事業施行期間

令和5年4月14日から令和10年4月30日まで

エ 事業面積

約 10.2 ヘクタール（うち秦野市域は3.4 ヘクタール）

オ 業務代行者

鹿島建設株式会社横浜支店 神奈川調査設計株式会社

カ 総事業費

約 50.2 億円（うち市補助金は約 3.9 億円）

（※令和6年5月31日 第1回事業計画変更時点）

(2) 今後の予定

ア 中井町議会（地方自治法 § 244 の3に基づく議決）

令和7年3月

イ 秦野市議会（地方自治法 § 244 の3に基づく議決）

令和7年3月

ウ 中井町と協定書締結

令和7年4月

エ 中井町議会（給水エリア等変更に伴う条例の改正）

令和7年12月

オ 水道事業認可変更

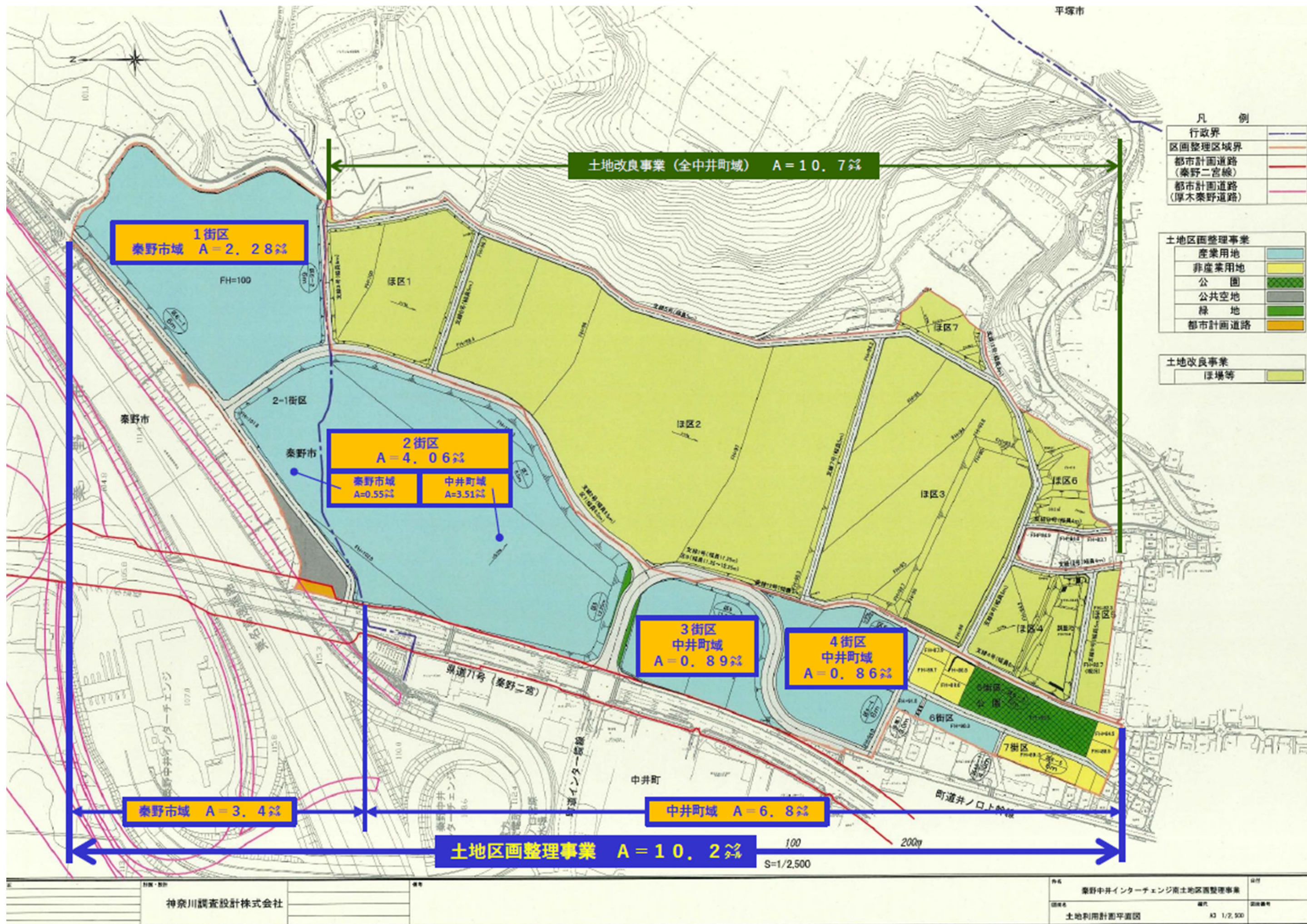
令和8年1月～2月

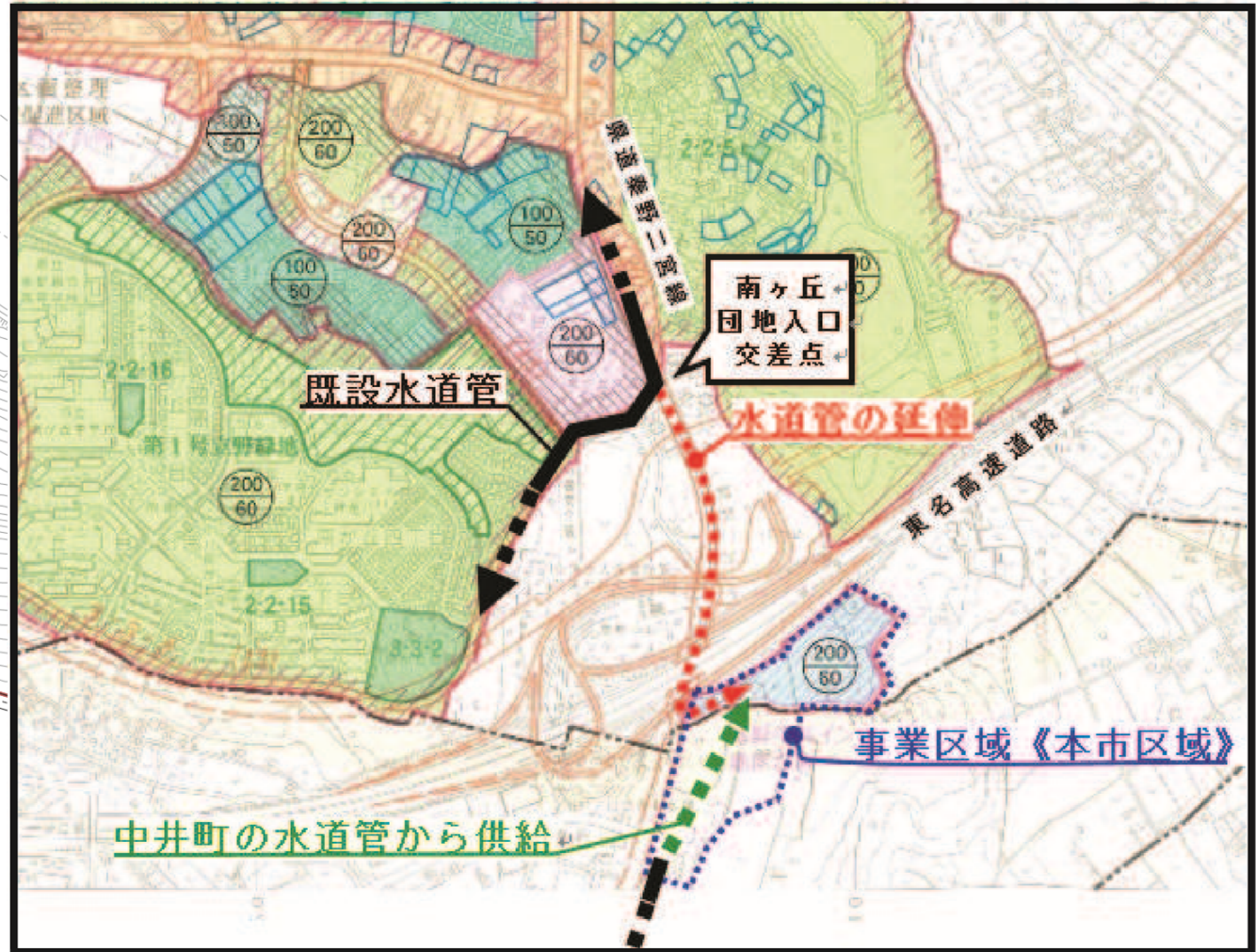
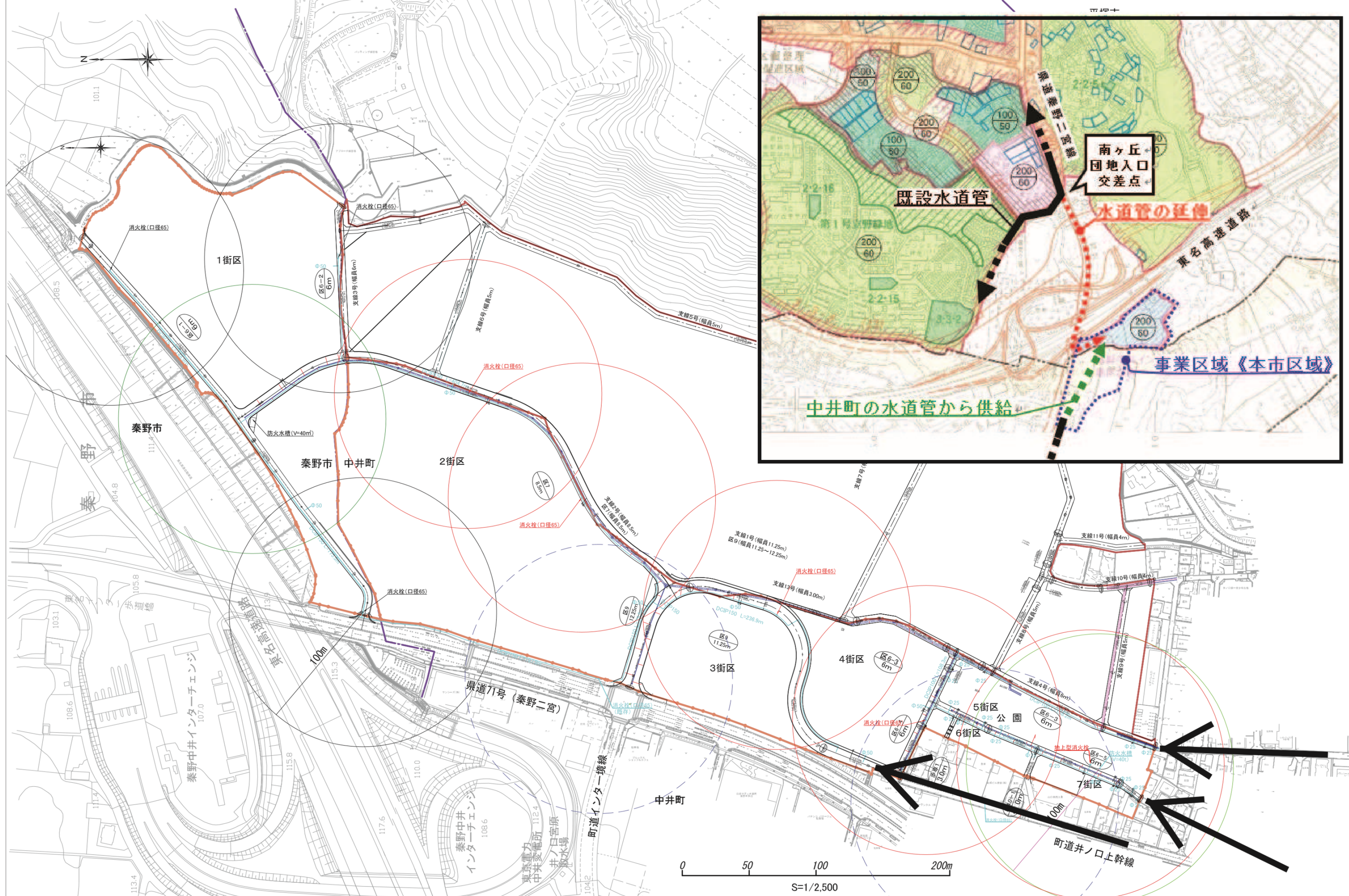
カ 造成工事の完了

令和9年5月

キ 土地区画整理事業の完了

令和10年4月





訂正	計画・設計	備考	件名	日付
	神奈川調査設計株式会社		秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業	2024. 3. 16
			図面名	図面番号
			給水施設計画平面図	A3 1/2500